

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年 8月 28日

横浜市契約事務受任者  
栄区長 松永 朋美

1 契約の概要

大船駅北口自由通路エスカレーターピット内の廃油水の収集運搬業務及び処分業務

2 履行(納品)場所

横浜市栄区笠間1丁目1番地

3 契約日

令和6年7月1日

4 履行日又は履行期間

令和6年7月1日から令和6年8月30日まで

5 契約金額

127,600円(うち取引に係る消費税額 11,600円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市鶴見区小野町13-1  
鶴見油化工業株式会社 代表取締役 奥石 武士

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

大雨災で発生した大船駅北口エスカレーターピット内廃油水の増加に伴うエスカレーターステップの冠水により、エスカレーターを緊急停止した為、早急なエスカレーターの利用再開が必要となり、エスカレーターピット内廃油水を収集運搬及び処分するため。

8 契約の相手方の選定理由

本業務は産業廃棄物(廃油)を取り扱う性質上、産業廃棄物収集運搬許可及び処分許可を有する事業者でなければ業務を行えず、横浜市有資格者名簿に掲載され、各許可を有している業者の中でヒアリングを行い、一番対応の早い業者を選定。

9 所管課

横浜市栄区栄土木事務所